

2 子育てを支える制度

核家族化の進行や共働き世帯の増加により、子育ての負担が大きくなっています。家庭内で小さな子どもを育てている場合は、母親が一人で子どもに向かい合っている時間が長いため、育児の負担感が大きく、孤立化しやすい状況があります。また、仕事を持ち、保育所などに子どもを預けて働いている場合でも、母親の育児負担は大きく、仕事と子育ての両立に悩んでいます。

こうした状況から、すべての家庭が安心して子育てができるように支援するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この制度は、消費税率引き上げによる増収分を財源に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量」の拡充と「質」の向上を進めるもので、必要とするすべての家庭が支援を受けられるよう、保護者の状況や子どもの年齢に応じた多様なサービスを用意しています。

子ども・子育て支援新制度の取組

支援の量を拡充!

～必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指す～

- 待機児童を解消する
- 教育・保育の場の選択肢を増やす
地域の実情に応じた認定こども園の普及など
- 在宅の子育て家庭への支援も行う
- 放課後児童クラブを充実させ「小1の壁」を解消する

支援の質を拡充!

～子どもたちがより豊かに育ついける支援を目指す～

- 幼稚園や保育所、認定こども園などの職員配置の改善
職員1人が担当する子どもの人数を減らして、より目が行き届くようにする
- 幼稚園や保育所、認定こども園などの職員の処遇改善、給与アップ、研修の充実などにより、職場への定着と質の高い人材確保を目指す

保護者の状況や子どもの年齢に応じた支援

保護者の状況	子どもの年齢		
	0～2歳	3～5歳	小学生
仕事や介護で子どもをみられない日が多い (家庭以外の保育が必要)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・病児保育 など	・保育所 ・認定こども園 ・病児保育 など	・放課後児童クラブ など
家において子どもと一緒に過ごす日が多い (家庭での保育が可能)	・一時預かり ・地域子育て支援拠点 など	・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり ・地域子育て支援拠点 など	
すべての子育て家庭	●利用者支援 ●乳児家庭全戸訪問 ●ファミリー・サポート・センター ●子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ) ●養育支援訪問 など		

子ども・子育て支援新制度は、子育て家庭にもっとも身近な市町村が中心となって実施しています。

市町村では、自分たちのまちの子育て家庭の状況や、子育て支援のニーズを把握して、地域のニーズに合わせた支援を提供しています。例えば、将来、みなさんがあどものために、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育を利用するには、みなさんが住んでいる市町村から、利用のための認定を受ける必要があります。こうした市町村の取組を国と都道府県は、制度面、財政面から支えており、社会全体で子どもの育ちと子育てを応援しています。

新制度で増える教育・保育の場

小学校に入る前までの子どもの教育・保育の場は、従来は幼稚園と保育所に限られていましたが、平成18年から「認定こども園」制度がスタートし、新制度では、地域の実情に応じて普及が図られています。

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、就労状況が変化した場合でも通い慣れた園を継続利用できます。また、子育て支援の場も用意され、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談などで利用できます。

さらに、新制度の開始とともに、待機児童が特に多い0～2歳の子どもを少人数で保育する「地域型保育」が新たにできるなど、就学前の教育・保育の場が充実しています。

認定こども園と地域型保育

地域型保育	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。
	家庭的保育(保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う。
小規模保育	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。	
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。	
居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。	

3 地域における子育て支援

子どもを持つ親の負担を軽減するためには、身近な地域で子育て家庭を支えていく必要があります。市町村では、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、子育て家庭をサポートするためのさまざまな取組が、地域の状況やニーズに応じて進められています。ここでは、みんなにいくつかの地域における子育て支援事業を紹介します。

また、NPOなどの子育て支援団体による活動は、多様化する子育て支援のニーズに対応していく上で重要な役割を担っており、行政と民間が連携して、地域全体で子育てしやすい環境づくりが進められています。

利用者支援

- 子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報提供や相談・援助などを行っています。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かります。
- 幼稚園で、在園児を昼過ぎまでの教育時間終了後や土曜日などに預かります。

ファミリー・サポート・センター

- 乳幼児や小学生などの子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡や調整を行っています。

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所など身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子が誰でも気軽に集まって交流できる場を提供しています。
- 子育てに関する情報提供や講座の開催、子育て中の親の不安や悩みなどの相談に対応しています。

病児保育

- 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院や保育所などに付設された場所で預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまでに安静に預かるところもあります。

放課後児童クラブ

- 小学校や児童館などの場所で、保護者が昼間家にいない小学生の放課後の居場所を提供しています。
- 放課後児童支援員などのもと、宿題や読書などをしたり、遊んだりして、子どもたちの安全を確保しています。

児童虐待の現状

全国における児童虐待の相談対応件数は、平成12年の児童虐待防止法施行以降、増加の一途であり、平成26年度では8万件を超えています。

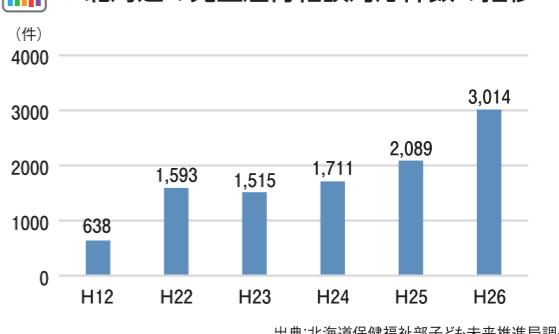
この傾向は北海道においても同様で、道内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成26年度では過去最多の3,014件となっています。虐待を受けた子どものうち、就学前の乳幼児が約4割、小学生が約3割を占めています。

児童虐待は、子育ての不安や悩みなど、さまざまな要因が重なり合って生じる場合が多いため、身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、支えていくことが重要です。

また、児童虐待は、子どもの心身を大きく傷つけ、健やかな成長や発達を損なうばかりでなく、発見が遅れるとかけがえのない大切な命を奪うことにもなります。

虐待かもと思った時は、ひとりで悩まず、児童相談所に連絡をしてください。(内容に関する秘密は守られます。)

1.北海道の児童虐待相談対応件数の推移



虐待かも
と思ったら
いちばんやく
189番へ

189番にかけると
お近くの児童相談所につながります。



出典:厚生労働省ホームページ